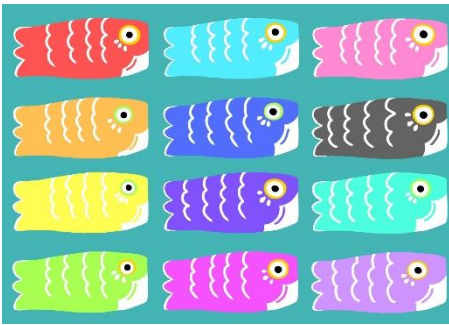




人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町 3-3-211

TEL/FAX (0745) 61-4284 Email: h-chan@leto.eonet.ne.jp

5
2025

重要

令和7年度 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう

令和7年度がスタートしたところですが、さまざまな制度変更が行われ、新しい制度での行政の運営が本格化していきます。令和7年4月からの厚生労働省関係の制度変更にはどのようなものがあるのか？ 企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

令和7年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック

- 高齢雇用継続給付の給付率の引き下げ【主な対象者：雇用保険の被保険者】
 - ・高齢雇用継続給付について、最大給付率を各月に支払われた賃金額の15%から10%に引き下げる。(※)
 - 出生後休業支援給付の創設【主な対象者：雇用保険の被保険者】
 - ・子の出生後の一定期間内に両親がともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、既存の子育て休業給付と合わせて休業開始前の手取り10割相当を支給する「出生後休業支援給付金」を受給できるようになる。(※)
 - 育児時短就業給付の創設【主な対象者：雇用保険の被保険者】
 - ・子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給する「育児時短就業給付金」を受給できるようになる。(※)
- (※)これらの給付の支給申請書などは、原則として、事業主が提出することになります。
企業としても、このような給付があることやその概要は知っておく必要があります。
- 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【主な対象者：すべての事業主と労働者】
 - ・子の看護休暇の対象となる子の年齢を小学校3年生まで（改正前は小学校就学前）拡大し、取得事由を感染症に伴う学級閉鎖等に拡大等する。
 - ・所定外労働の制限（残業免除）の対象となる子の年齢を小学校就学前まで（改正前は3歳未満）拡大する。
 - 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
 - 【主な対象者：すべての事業主と労働者】
 - ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主が介護休業や介護両立支援制度等に関する事項の周知と利用の意向確認を個別に行うことを義務付ける。
 - ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）で、労働者等への介護休業や介護両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。



要確認

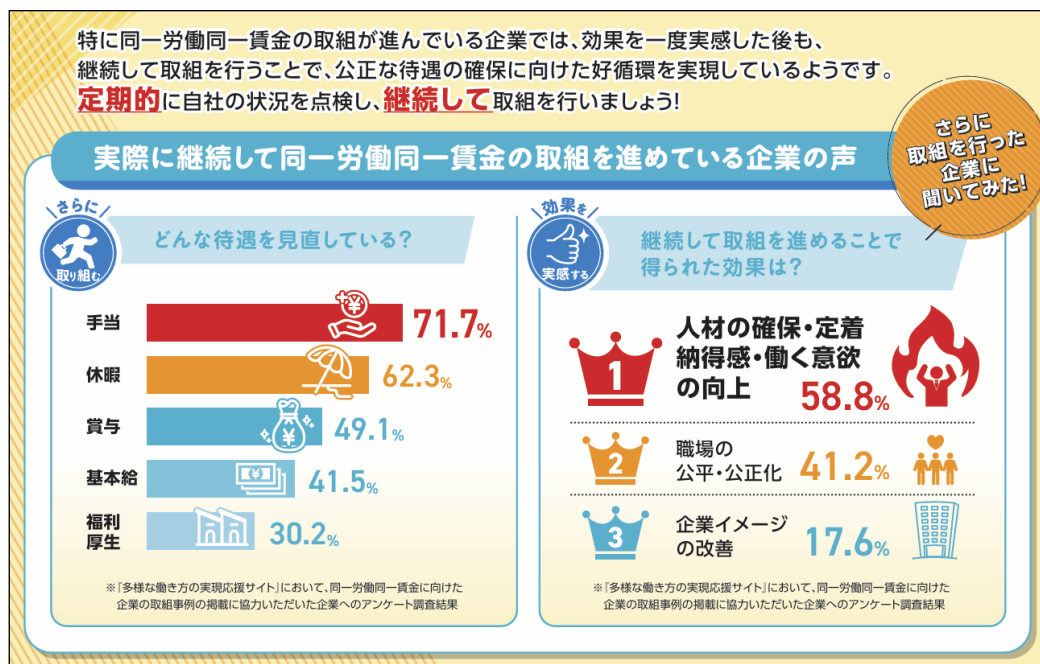
進めよう！同一労働同一賃金の取組 厚労省が呼びかけ

令和3年4月からパートタイム・有期雇用労働法が全面施行され、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消が求められています。

厚生労働省では、同一労働同一賃金に取り組んでいる企業の声（同一労働同一賃金に取り組むメリット等）を紹介したリーフレットを作成し、事業主の皆さまに、定期的に自社の状況を点検し、継続して取組を行うように呼びかけています。

そのリーフレットの一部を紹介します。

次ページへ続く



★ 定期的に自社の状況を点検し、継続して取組を行うことが重要ということですね。

点検をどのような取組があるのかなどの基本的な内容も含め、ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。

要確認

スーパーマーケット編のカスハラ対策企業マニュアルを公表

厚生労働省は、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）の対策の一環として、カスタマーハラスメント対策に関心を持つ業界団体等が業界内の実態を踏まえ業界共通の対応方針等を策定・発信するまでの取組支援を、モデル事業として実施しています。

この度、その事業の一環として実施したスーパーマーケット業界におけるカスタマーハラスメントの実態調査や業界企業へのヒアリングを踏まえ、「業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（スーパーマーケット業編）」を作成し、公表しました。

.....業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（スーパーマーケット業編）の表紙.....



このマニュアルには、スーパーマーケット業界におけるカスタマーハラスメントの実態調査や業界企業へのヒアリングを踏まえ、カスタマーハラスメントに対する業界団体等の傘下の企業の共通の方針や企業が取り組むべき対策が、具体的に記載されています。

★なお、マニュアルとあわせて、ポスターや研修動画も作成・公表されています。

必要であれば、気軽にお声掛けください。

**お仕事
カレンダー
5月**

- | | |
|------|---|
| 5/12 | ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 5/15 | ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限 |
| 6/2 | ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
● 自動車税・軽自動車税の納付（都道府県の指定日まで） |